

令和3年3月26日

ゆうちょ銀行の新規業務及び信用保証業務を行う子会社の保有に関する
郵政民営化委員会の意見について

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会 長 渡 邊 武

令和3年3月23日、郵政民営化委員会から、金融庁長官および総務大臣に対して、ゆうちょ銀行の新規業務（個人向け貸付業務、損害保険募集業務）及び同行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有（以下、「新規業務等」という。）に関する意見が提出されました。

同意見は、新規業務等のうち個人向け貸し付け業務について一定の条件を付した上で、新規業務等の実施を適当とするものでした。

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が新規業務等に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

しかしながら現状においては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。こうした状況下で行われる民間金融機関とゆうちょ銀行の競争が、良質な金融サービスの提供を通じた国民利便の向上に繋がるとは到底考えられません。

また、ゆうちょ銀行がフラット 35 の直接取扱いに参入することは、住宅ローンが信用組合の個人向けの主力な融資商品で、特に競争の激しい分野であることから、業界へ多大な影響を及ぼす恐れがあります。

さらに、フラット 35 の直接取扱いについては、これまで媒介業務として行ってきた業務を自ら行うことになり、今後更なる新規業務の取扱い拡大に繋がるのではないかと真に憂慮しております。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際し、目下、民間金融機関においては、取引先の資金繰り支援をはじめとして、既存融資の条件変更や経営改善支援、売上増加支援等、取引先支援に全力で取り組んできております。

こうした中でのゆうちょ銀行の新規業務等の拡大は、これまでの民間金融機関との協調関係を損なうのみならず、民間金融機関の営業並びに収益基盤に大きな打撃を与えることにもなりかねません。

今後の関係当局における認可申請の審議にあたっては、郵政民営化法の基本理念に則り、郵政民営化が本来の目的に沿って進められるとともに、上記の点を踏まえ認可を行わないことを強く要望します。

以 上